

別表第1（第4条関係）

措 置 要 件		本市が発注した場合の停止期間	その他の場合の停止期間	
1 知多市内において生じた事故等	(1) 虚偽記載	一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か 月	
	(2) 過失による粗雑工事等	工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か 月	当該認定をした日から 1 か 月
	(3) 契約違反	(2) に掲げる場合のほか、工事等の施工に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週 間	
	(4) 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か 月	当該認定をした日から 1 か 月
	(5) 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故	工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週 間	当該認定をした日から 2 週 間
2 贈 賄	(1) 役員等の贈賄	有資格者である個人又は有資格者の役員（以下「役員等」という。）が、業務に関し、贈賄罪で公訴を提起されたとき。	公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 2 4 か 月	公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 3 か 月
	(2) 使用人の贈賄	有資格者の使用人（以下「使用人」という。）が、業務に関し、贈賄罪で公訴を提起されたとき。	公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 2 4 か 月	公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 1 か 月
3 不正行為等（1、2を除く。）	(1) 業務に関する不正又は不誠実	ア 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が確定し、又は公正取引委員会より告発される等、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か 月	当該認定をした日から 4 か 月
		イ 役員等又は使用人が談合罪又は競売入札妨害罪で公訴を提起されたとき。	公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 6 か 月	公訴を知り、当該指名停止措置を決定した日から 4 か 月
		ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か 月	当該認定をした日から 1 か 月
		エ 1、2及び3（1）アからウに掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 か 月	当該認定をした日から 1 か 月
	(2) 業務以外の不正又は不誠実	1、2及び3（1）に掲げる場合のほか、役員等又は使用人が禁固以上の刑に当たる犯罪で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か 月	当該認定をした日から 1 か 月

4 暴力団排除	(1) 暴力団又は暴力団関係者 関与	ア 役員等が、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月 ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は改善されたと認められる日まで （以下カまで同じ）	当該認定をした日から 3 か月 ただし、当該指名停止期間内に改善されない場合は改善されたと認められる日まで （以下カまで同じ）
		イ 暴力団員等が有資格者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月	当該認定をした日から 3 か月
		ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月	当該認定をした日から 3 か月
		エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月	当該認定をした日から 3 か月
		オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月	当該認定をした日から 3 か月
		カ 役員等又は使用人が、ア～オのいずれかに該当する法人等（有資格者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月	当該認定をした日から 3 か月
		(2) 有資格者の報告届出義務違反	有資格者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への届出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間
5 その他	その他重大な事案	1 から 4 に掲げる場合のほか、重大な事案が発生し、当該有資格者が工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	審査会で決定	審査会で決定

備考 この表において「本市」とは、知多市及び知多市土地開発公社並びに知多市が加入している一部事務組合をいい、「その他の場合」とは、本市が発注した場合を除くすべての場合（民間を含む。）をいう。